令和2年第4回定例会町長あいさつ

令和2年12月4日

御嵩町議会第4回定例会の開会にあたり、町政を巡る諸課題についての所見、報告を申し上げるとともに、今回の定例会に提案いたします案件について申し述べます。

本町は、昭和30年2月1日に旧4町村の合併により誕生し、今年で65周年を迎えました。また、先日、新型コロナウイルスの感染予防対策を十分に図った上で、御嵩町制施行65周年記念式典を挙行いたしました。私自身、このコロナ禍での式典開催自体を大いに迷いましたが、長年に亘り、本町の発展のために様々な分野でご尽力をいただいた町民の皆様に対し、感謝の意を込めて直接表彰させていただきたいとの思いは変えることはできませんでした。現在、多人数が集まる場所に足を運ぶことに慎重にならざるを得ない状況の中、ご臨席ご出席いただきました皆様に改めて心から御礼申し上げます。誠にありがとうございました。今後とも引き続き本町に対するご協力を宜しくお願いいたします。

11月上旬以降、新型コロナウイルスの感染は全国的に急速に拡大しています。収束の兆しが見えない中、町民の皆様も不安を抱えながら日々の生活を送っておられることと思います。また、長期に亘り、ウイルスとの闘いの最前線に立ち続ける医療従事者の皆様の献身的なご努力に心から御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策については、引き続き、国や岐阜県との迅速な情報共有及び連携した取組みにより、効果的な感染防止対策が推進されるよう、対応に努めていく所存です。何とかこの困難な局面を一丸となって乗り越えていきたいと思いますのでご協力をお願いいたします。

なお、今後、年末に向けて会食の機会も増えてくるかと思いますが、自分を守り、大切な人を守り、地域と社会を守るために、今一度、最大限の警戒感を持って感染防止対策の徹底をお願いいたします。

これまでのクラスター分析から政府新型コロナウイルス感染症対策分科会は、飲酒を伴う 懇親会、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話による感染リスクを指摘してい ます。これらを念頭に置いて年末年始をお過ごしいただき、また、体調不良を感じたときは 行動をストップして医療機関に相談、受診するよう心掛けていただきますようお願いいたし ます。

しかしながら、どれだけ感染拡大防止に努めていても、新型コロナウイルスを完全に回避することは難しく、誰もが新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者になり得るというのが現状です。本町でも経験しましたが、各種報道では、感染者やその家族等が差別や偏見等の扱いを受けたという悲しいニュースがあります。幸いにも本町においては良識ある皆様のおかげで、感染者の詮索は多少あるものの、誹謗中傷等は、最近では発生していないものと考えています。

今後とも感染者やその家族等に対する差別や偏見が発生しない雰囲気づくりへのご協力をよろしくお願いいたします。最近の報道では、アメリカで二社が開発したワクチンの効果が証明され、当局に緊急使用許可申請されたと報じています。副反応が心配されますが、少し光が射して来たと期待をしています。

【町税等について】

コロナ禍における町税につきまして、現在の状況を報告させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難となった方への特例措置として、収入の減少など一定の条件を満たした場合、納付期限が1年間猶予され、またこの間の延滞金も免除される「徴収猶予の特例制度」が設けられております。

現在のところ、固定資産税を中心に延べ36件の申請があり、猶予税額は約840万円となっております。景気の回復が見込めない中、最終的には2,000万円程度の申請がされることも考えられ、今年度の税収入に少なからず影響が出るものと想定されます。

一方で、税収入とは性質が違いますが、本町の貴重な財源のひとつである「ふるさとみたけ応援寄附金」については、町内事業所の協力により返礼品を充実させることで順調な伸びを示しております。

全国各地から多くの寄附金が寄せられている状況であり、この場をお借りし、御礼申し上げます。

【新庁舎整備事業について】

新庁舎整備事業につきまして、現在の状況を報告させていただきます。

現在、新庁舎基盤整備に向けた法的手続きを進めるため、国や県など関係機関と調整を図るとともに、併せて新庁舎の基本設計にあたり、木の専門家や利用者となる町民の皆様等、各方面の意見の集約を進めています。

議会の皆様にも、新庁舎の議会エリアについて新庁舎等建設特別委員会協議会において、 設計の考え方を踏まえ議会運営の立場からご協議いただき感謝申し上げます。新庁舎を多く の方に快く利用していただくためには、できるだけ幅広い年代の方から意見を頂くことが重 要であると考えています。

しかしながら、このコロナ禍にあっては、安易に人を集めることを避ける必要があるため、 こちらから町民の皆様の所に出向く形で、8月31日から11月18日にかけて町内施設利用者な ど延べ95名からヒアリングを実施いたしました。

更には、どなたの意見も吸い上げられるよう、9月26日と10月11日には、十分な感染予防対策を徹底した上で、参加人数を制限させていただきましたが、応募者全てが参加できる形で新庁舎建設ワークショップも少人数ではありましたが、開催いたしました。

ワークショップでは、新庁舎、町民ホール、多目的スペース、防災公園について、どの様な施設であれば利用しやすいか、町民が使えるスペースの活用方法など、使い方のアイデアを検討していただき、大変多くの参考となるプラス思考のご意見をいただきました。今後、これら町民の皆様の意見を踏まえながら基本設計を進めてまいります。

【御嵩農業振興地域整備計画の変更について】

御嵩農業振興地域整備計画の変更手続きにつきまして、報告させていただきます。

今年度の御嵩農業振興地域整備計画の変更手続につきましては、整備計画案の公告・縦覧を10月9日から11月9日までの32日間行いました。この計画案に対し、11月24日を期限として異議の申出を15日間受け付けましたが、異議の申出がありませんでしたので、直ちに、岐阜県へ農業振興地域整備計画の変更協議の申出を行い、11月30日付で「農用地利用計画の変更に同意し、御嵩農業振興地域整備計画の変更に異議はありません」との回答をいただき、12月1日付で御嵩農業振興地域整備計画変更を公告いたしました。現在、整備計画を常時縦覧するとともに、岐阜県へ農業振興地域整備計画の変更の決定を報告いたしましたので、農業振興地域から除外の一連の手続きが終了したこととなり、今年度は、新庁舎等建設用地を含む27筆、2.48haが農業振興地域から除外されることとなりました。

今後、新庁舎等建設用地については、農地法の手続きに入ってまいりますので、ご報告を させていただきます。

【町内のインフラ整備について】

町内のインフラ整備につきまして、現在の状況を報告させていただきます。

本年7月の大雨により津橋川が増水し、美佐野地内において河川護岸の崩落と主要地方道恵那・御嵩線の路肩が崩落しました。河川護岸については倒木処理と土砂撤去を終えたものの、県道については片側交互通行となっており、この地域の皆様にはご不便をおかけしております。このほど、可茂土木事務所より復旧工事の発注をされたとのご報告を受けました。今後は復旧工事が完了しだい、片側交互通行規制の解除がされるものと存じますので、今しばらくご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。また、一般県道 井尻八百津線におきましては、谷地区の井尻ため池付近において狭小区間解消が長年の懸案事項となっておりましたが、道路改良工事への調査設計を終え、この度工事を発注されたとのご報告も受けました。少々時間はかかるようですが、狭小区間の解消に向けた工事が始まりますので、こちらにつきましてもご協力をよろしくお願いいたします。

一方、本町が管理をする唯一のトンネルであります「南山トンネル」は、現在、補修工事を進めさせていただいており、年度内の完成を目指しております。工事の内容により片側交互通行規制が発生しておりますが、本町の主要な生活道路として長く安全にご利用いただくための事業となりますので、今後の交通規制にもご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

【児童館・スポーツ施設の指定管理について】

児童館・スポーツ施設の指定管理につきまして、報告させていただきます。

町内に2施設あります児童館は、18歳未満の子どもに健全な遊びを提供し、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした児童厚生施設です。また、伏見地区スポーツ施設は、町民の体力づくりやレクリエーションを進め、町民の心身の健全な発達や生活文化の向上を目的とした施設です。この3施設は、平成30年4月から令和3年3月までの3年間、指定管理者である一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部が管理運営しておりますが、指定管理期間が令和3年3月末で満了するため、新たな指定管理者の指定を行う手続きを進めており、今回、指定管理者の指定と期間の議案を提出させていただきます。

中児童館については、老朽化により既に新設することとしておりますが、それまでの2年間を指定管理期間として、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部から指定申請書の提出を受け、審議した結果、更新することとしました。

一方、にこにこ館として一体的な管理運営をしている伏見児童館と伏見地区スポーツ施設は、指定管理者の選定にあたり、指定期間は指定管理者のスケールメリットを考慮した5年間として公募を行った結果、応募していただいたのは一法人のみでしたが、これまでの実績、利用状況、利用者からの信頼、地域への貢献、安全な管理運営などを観点として申請内容を十分審議した結果、今後も住民ニーズに応えた高いサービスを継続的・安定的に提供することができると判断し、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部を引き続きの指定管理者として選定させていただいております。

皆様もご存じのとおり、一般社団法人みたけスポーツ・文化倶楽部は、総合型地域スポーツクラブとして、みたけ健康館やあっと訪夢の指定管理業務をはじめ、スポーツ教室や文化教室の各種事業、サークル団体やスポーツ少年団への支援事業など地域に密着した幅広い事業を展開され、指定申請書によりますと令和2年9月末で428名の倶楽部会員数を有しており、今後も指定管理者として大いに期待できると考えております。

【新生児特別給付金支給事業について】

新生児特別給付金支給事業につきまして、報告させていただきます。

本町では、新型コロナウイルス対策事業として、これまで「御嵩町子育て世帯応援特別給付金」や「大学生等生活支援給付金」など様々な支援事業を実施してまいりましたが、コロナ禍の不安な状況の続く中、新たな取り組みとして、新生児を抱える世帯の経済的負担を軽減し支援する「新生児特別給付金支給事業」を実施するための予算を計上させていただきました。

国の特別定額給付金事業は、基準日である4月27日までが対象となり、翌日である4月28日から来年4月1日までに出生した子どもは同級生でありながら対象とはなりませんでした。その矛盾を解消すべく、御嵩町に住民票がある新生児を対象にその保護者に対し1人当たり10万円を支給し、子どもの健やかな成長を応援していくもので、予算成立後の12月中旬から対象となる新生児のいる保護者の皆様へご案内文書の送付を開始する予定です。

また、案内文書発送以降に出生された新生児につきましては、住民環境課窓口にて出生届の提出の際にご案内をさせていただく予定です。

国内で再び感染が拡大する中、引き続き、感染防止の取り組みを徹底するとともに、今後も安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを支援してまいりたいと考えております。

【新しい生活様式に対応した学校運営】

新しい生活様式に対応した町内小中学校の運営につきまして、ご報告させていただきます。 学校における感染リスクを可能な限り低減した上で、教育活動を継続していく必要があり、 8月の中旬から年末までの4カ月半に亘る長い2学期の中、各小中学校では様々な諸行事や 授業の展開を創意工夫しながら実施しております。

諸行事に関しては、全ての小中学校の修学旅行は3密を避け、子ども達による計画・立案等も取り入れて、県内あるいは近隣県へのバス日帰り旅行研修としました。また、運動会や体育大会は、実施時間・日程の学年等分散や競技種目を限定し開催しています。授業については、GIGAスクール構想の実現に先駆けて、各学校でICT教材器具を活用した遠隔授業の実施を始めています。

これから合唱祭や文化発表会等を控え、フェイスシールド着用やソーシャルディスタンスの確保など多くの制約がありますが、児童生徒たちは、このコロナ禍の中での体験学習に取り組んでいるところです。また、今後の行事等については状況に即応し、中止もあり得ることを日頃から視野に入れてまいります。

【願興寺本堂修理事業について】

願興寺本堂修理事業につきまして、現在の状況を報告させていただきます。

平成29年度よりスタートした願興寺本堂修理事業は、現在4年目を迎えており、本堂の解体作業が順調に進んでいます。今年度中には本堂すべての解体が完了する見込みとなってまいりました。

解体を進めていく中で、これまでに様々な新発見がありました。子どもの健やかな成長を願って本堂内部の壁に打ち付けられたとみられる「羽子板」が2点発見されたほか、柱の種類にはマツやスギのほか、カエデやムクノキなど全部で9種類ほどの樹種が使われていることもわかってきました。今回発見された「羽子板」や、多くの種類の樹木を柱の材料として使用する例はあまりなく、現在の本堂が再建された約430年前には、地域の人々が願興寺本堂を何とか再建しようと、板一枚、柱一本を持ち寄って建立したとされる伝承を裏付ける新たな発見ともなり、願興寺本堂をこれまで大切に守ってきた様子をうかがい知ることができます。

そして令和3年度からは、いよいよ本堂の組み立てが始まります。組み立て作業は、この あと令和8年度まで継続していく見込みでありますが、工程の節目を考慮しての見学会の実 施を計画しながら、引き続き町民の皆様をはじめ、多くの方々が本町の誇る貴重な文化財で ある願興寺を守っていくことにご理解をいただき、これからも本事業へのご協力をよろしく お願いいたします。

【一般会計補正予算について】

今回提出いたします令和2年度一般会計補正予算の概要につきまして、ご説明いたします。 まず歳入についてですが、主なものとして新型コロナウイルス感染症対策事業として実施 した特別定額給付金及び子育て世帯特別給付金給付事業の事業費が確定したことに伴い約 1,979万円の減額のほか、今年度から新たに創設された法人事業税交付金1,400万円を計上し ております。

その他、電源立地地域対策交付金の交付額決定による約929万円やふるさと納税の返礼品の充実等による寄附額の増加に伴い、ふるさとみたけ応援寄附金4,000万円を増額しているほか、新型コロナウイルスの影響を含めての予算執行状況や事業費の確定に応じて、国・県支出金、基金繰入金、町債などの補正予算を計上しております。

歳出につきましては、新型コロナウイルス感染症対策の追加事業として、新生児一人につき10万円を給付する新生児特別給付金1,000万円の追加をはじめ、工場誘致条例に基づく誘致企業奨励金を3,386万円増額、歳入でもご説明したふるさと納税に係る返礼品等の経費として1,849万円、寄附金の同額を基金に積み立てるため4,000万円を計上しております。

これら増額予算のほか、人事異動及び人事院勧告等による人件費の補正、各種事業費の確定若しくは執行見込みによる増減など併せて、補正予算額は、歳入歳出ともに、2,741万7千円の増額となっております。

以上、町政をめぐる諸課題についての所見やご報告をさせていただくとともに、令和2年度一般会計補正予算案の概要についてご説明申し上げました。

今回提案いたしますのは、一般会計・特別会計・企業会計の補正予算合わせて6件、条例 関係3件、その他の議決案件が2件、都合11件であります。

後ほど担当から詳細についてご説明申し上げます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。